

經濟水道委員会

説明資料

令和6年3月13日
観光文化交流局

目 次

	頁
1 宿泊施設バリアフリー化推進事業	1
2 文化芸術推進評議会	2
3 次期文化芸術推進計画の策定に向けた基礎調査	3
4 クリエイティブ・リンク・ナゴヤ助成事業	4
5 あいちトリエンナーレ2019に係る負担金交付請求事件	5
6 天守閣最上階外観の変遷	9
 (参考資料)	
旅館業法に基づき許可を受けた市内施設件数等	12

1 宿泊施設バリアフリー化推進事業

(1) 趣旨

2026年に開催が予定されている第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会を見据え、誰もが安全で快適な宿泊施設を利用できる環境整備を推進するため、宿泊施設のバリアフリー化に係る補助制度を創設する

(2) 概要

区 分	内 容
補助対象施設	・市内宿泊施設（旅館業法第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項、第3項又は第4項の営業を行っている施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上の店舗型性風俗特殊営業を行っている施設を除く）
補助対象経費	・共有部及び客室のバリアフリー改修経費 ・バリアフリー用品の購入経費
補 助 率	・補助対象経費の3分の2以内
限 度 額	・5,000千円
事 業 期 間	・令和6、7年度

2 文化芸術推進評議会

(1) 設置目的

地方自治法第138条の4第3項に規定される附属機関として「名古屋市文化芸術推進基本条例」に基づき、文化政策・事業に関して専門性を持つ有識者等による「文化芸術推進評議会」を設置することで、本市の施策や事業に対する提言機能を強化し、本市として質の高い施策や事業を展開する

(2) 機能

市長からの諮問に対して政策提言（答申）を行うとともに、本市、（公財）名古屋市文化振興事業団、クリエイティブ・リンク・ナゴヤが実施する事業について助言・評価を実施

(3) 政策提言（答申）と助言・評価の対象

区 分	対 象
政策提言 （答申）	<ul style="list-style-type: none">・本市の文化芸術推進計画・文化芸術推進に関する重要な事項
助言・評価	<ul style="list-style-type: none">・本市が実施する文化芸術に関する事業・（公財）名古屋市文化振興事業団が実施する事業（補助事業）・クリエイティブ・リンク・ナゴヤが実施する事業・その他、本市の文化芸術推進に関する事項

3 次期文化芸術推進計画の策定に向けた基礎調査

区 分	内 容
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の文化芸術団体及び文化施設管理者に対して、文化芸術活動の実施に係る現状の課題や今後のニーズを把握するための調査をアンケート形式にて実施
ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の回答者の中から抽出し、より詳細な情報を収集するためのヒアリング調査を実施
国の動向及び先進事例調査	<ul style="list-style-type: none"> ・今後5年程度の中期的な施策や文化施設が今後果たすべき役割等を検討するため、文化芸術分野における、国の動向や他都市の先進事例等に関する調査を実施
調査結果の分析・考察	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の調査結果を踏まえ、本市の文化芸術の推進に対する現状を分析 ・文化芸術分野に係る将来予測や本市が重点的に取り組んでいくべき課題等について考察を実施

4 クリエイティブ・リンク・ナゴヤ助成事業

区分	内容	対象	件数	金額
A	大型事業枠 社会連携 (観光・まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の分野との連携) ・上限 2,000千円 ・助成率3分の2		1	2,000
B	新規事業枠 社会連携 (観光・まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の分野との連携) ・上限 1,000千円 ・助成率10分の10	・アーティスト・文化芸術団体 ・アーティスト・文化芸術団体以外の団体・事業者	4	4,000
	継続事業枠 社会連携 (観光・まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の分野との連携) ・上限 1,000千円 ・助成率10分の9		1	1,000
C	キャリアアップ (作品記録集作成・活用及び広報・情報発信支援) ・上限 300千円 ・助成率10分の10	・39歳以下のアーティスト ・39歳以下で構成される文化芸術団体	10	3,000
計			16	10,000

5 あいちトリエンナーレ2019に係る負担金交付請求事件

(1) 訴訟の概要

ア 経過

区 分		内 容
令和2年	5月21日	あいちトリエンナーレ実行委員会による訴状提出
令和4年	5月25日	第一審判決（本市敗訴）
	5月30日	控訴状提出（専決処分）
	7月 4日	本会議（専決処分議決）
	12月 2日	控訴審判決（本市敗訴）
	12月16日	上告状兼上告受理申立書提出（専決処分）
令和5年	1月13日	負担金及び遅延損害金の支払い
	3月 7日	本会議（専決処分議決）
令和6年	3月 6日	上告審決定（上告棄却及び上告受理申立ての不受理決定）

イ 訴訟により支出した経費

(単位：円)

区 分	金 額
負担金	33,802,000
遅延損害金	5,473,145
裁判費用	2,261,808
計	41,536,953

注 令和4年度末現在

(2) 判決等の概要

ア 第一審

区 分	判 決 要 旨
公共事業性	・ 本件芸術祭は、あくまで権利能力なき社団である原告（あいちトリエンナーレ実行委員会）が開催運営するものであり、公共事業であるということとはできない
ハラスメント	・ 鑑賞者に不快感を生じさせるという理由で、その芸術活動を違法であると断定することはできない
政治的中立性	・ 本件不自由展で展示する作品については芸術監督等が自律的に決定しているものであるため、本件負担金の交付によって、肯定や裏書きを与えることになるといえるものではない ・ また、予算や展示面積の割合からすれば、本件不自由展は本件芸術祭の一部であり、政治的主張を後押ししていると一義的評価されることになるものではない
報告義務違反の有無	・ 被告（名古屋市）と原告（あいちトリエンナーレ実行委員会）の間に準委任契約の存在を認めることはできず報告義務に違反したとはいえない
運営会議の不開催	・ 原告会長（愛知県知事）は、本件不自由展について、来場者の生命、身体に危険が生じることをあらかじめ具体的に想定することができたとはいえない ・ 専決処分を行う緊急性の認定判断については原告会長（愛知県知事）の広い裁量に委ねられており、運営会議を開かず、専決処分をしたことも裁量の範囲内のものであるといえる

イ 控訴審

区 分	判 決 要 旨
公共事業性	・ 本件芸術祭については、地方公共団体が行う公共事業であるということとはできない
市長の裁量性	・ 本件負担金を交付することは地方自治法232条の2の「公益上必要がある場合」にあたると認められるため、本件負担金の未交付部分を交付しないことは許されない
報告義務違反の有無	・ 本件不自由展の展示内容等について、法的な報告義務に違反したとは認められない
補助金交付要綱に反する行為	・ 負担金の交付申請において申請された内容で本件芸術祭が開催され、その負担金が目的どおりその経費に充てられている以上、控訴人（名古屋市）の主張は採用できない
本件不自由展が中核的企画であること	・ 本件不自由展は本件芸術祭の一部であって中核的企画ではないし、それが大きく注目されたからといって、そのことが「事情の変更により特別の必要が生じたとき」にあたる事情ということができないことは明らかである

ウ 上告審

(7) 上告

区 分	決 定 要 旨
<ul style="list-style-type: none"> ・ 判決理由が欠如しているに等しい ・ 判決理由に食い違いがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件上告を棄却する（本件上告の理由は、事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに民事訴訟法312条1項又は2項に規定する事由に該当しない）

(1) 上告受理申立て

区 分	決 定 要 旨
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業性の評価において最高裁判所判例と相反 ・ 公金支出に係る地方自治体の長の裁量権の有無・範囲について最高裁判所判例違反 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件を上告審として受理しない（本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法318条1項により受理すべきものとは認められない）

(3) あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会報告書の概要

- ・「予め危機管理上重大な事態の発生が想定されたにもかかわらず、会長代行（名古屋市長）には知らされず、運営会議が開かれなかったこと」、「『表現の不自由展・その後』の中止が、事前に会長代行（名古屋市長）には知らされず、運営会議が開かれないうまま会長（愛知県知事）の独断で決定されたこと」、「中止された『表現の不自由展・その後』の再開が、事前に会長代行（名古屋市長）には知らされず、運営会議が開かれないうまま会長（愛知県知事）の独断で決定されたこと」の3つの事実は、会長代行（名古屋市長）や関係者に対する信義則に反する運営と評さざるを得ない
- ・規約を遵守した運営を行うものと考えて交付決定したことは明らかだが、三度にわたって規約が無視されたことは交付決定通知発出当時の基礎とされた事情が大きく変更したことを意味する。それは全く予見できず、市長の責めに帰することのできない事由により生じており、交付決定通知書の通りに負担金を交付するのは信義誠実の原則に照らしていかにも不当と考えられ、「事情変更の原則」の要件から類推される事情変更があったものと考えられる
- ・会長（愛知県知事）によるこのような実行委員会の不当な運営に対して、事情変更の効果として、3回目として当初予定していた負担金の不交付という形で、名古屋市が抗議の意志を表すということは、必ずしも不相当とはいえず、他に手段がない以上、当委員会はやむを得ないものと考ええる
- ・次年度以降の関わり方として、宗教的及び政治的意図のないものに交付するという市の芸術に対する補助金の従来からの政策が貫徹されているか検討する余地が設けられていること、会長（愛知県知事）の独断で運営されることのない体制が整備されていること、そして、以上2つの要件に反した場合には交付した負担金の全額の返還を求め、未交付の場合は交付しないことを交付の条件として明記することの3つが満たされて負担金を交付する前提条件が整うものと考えられる

6 天守閣最上階外観の変遷

(1) 変遷

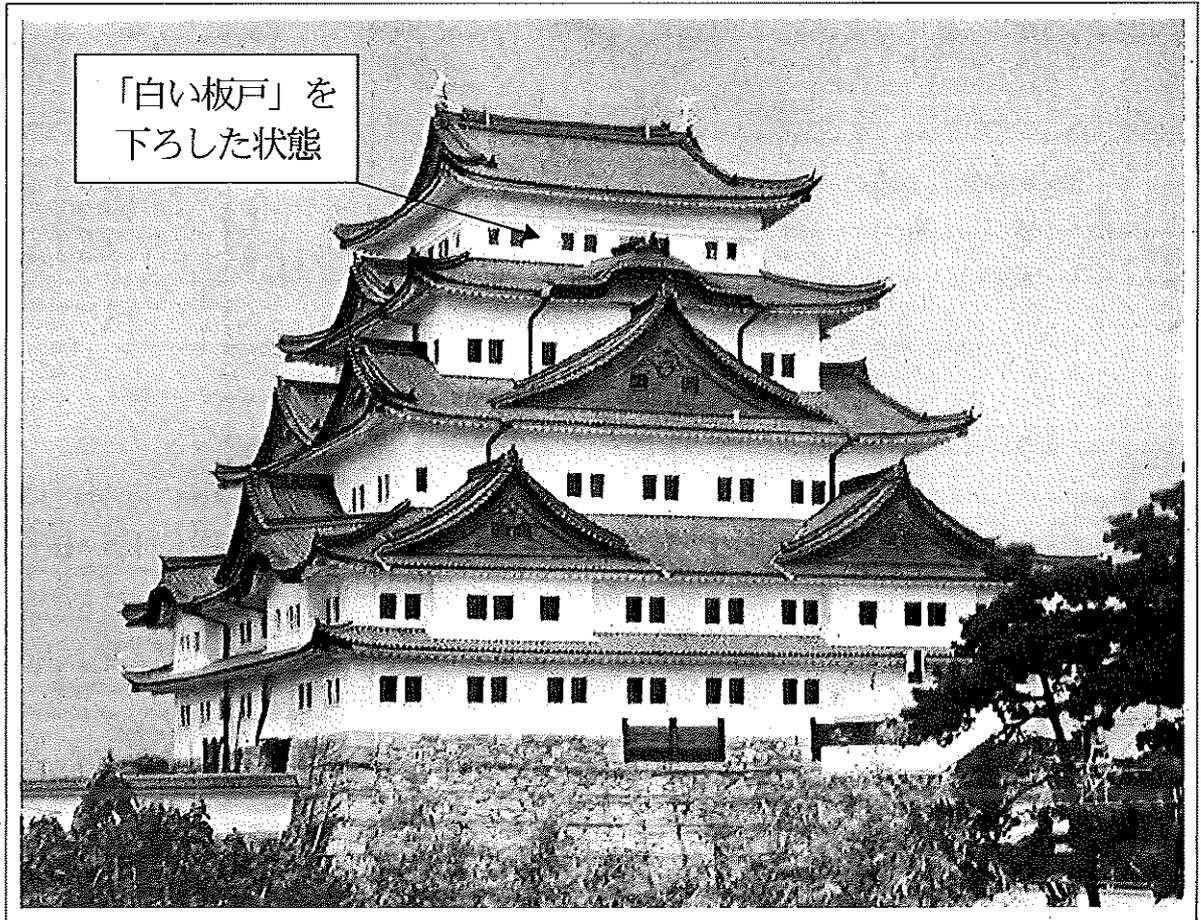
区 分	内 容
昭和前期以前 (焼失以前の 木造天守)	<ul style="list-style-type: none"> 外部漆喰塗の片引き板戸（窓土戸） 戸を模した「控え壁」の裏側に「窓土戸」を引き込む
昭和34年 (現天守閣竣工) 以降	<ul style="list-style-type: none"> 焼失以前の「窓土戸」に相当するものは無し 開口部全体にスチールサッシを設置 焼失以前の木造天守における「控え壁」部分にはスチールサッシの外側に「白い板戸」を設置（「白い板戸」は上部壁内に格納できる構造）
昭和60年 (窓改修工事) 以降	<ul style="list-style-type: none"> アルミサッシに改修 「白い板戸」は撤去又は上部壁内に埋め込まれ残置されていると推測

(2) 外観写真

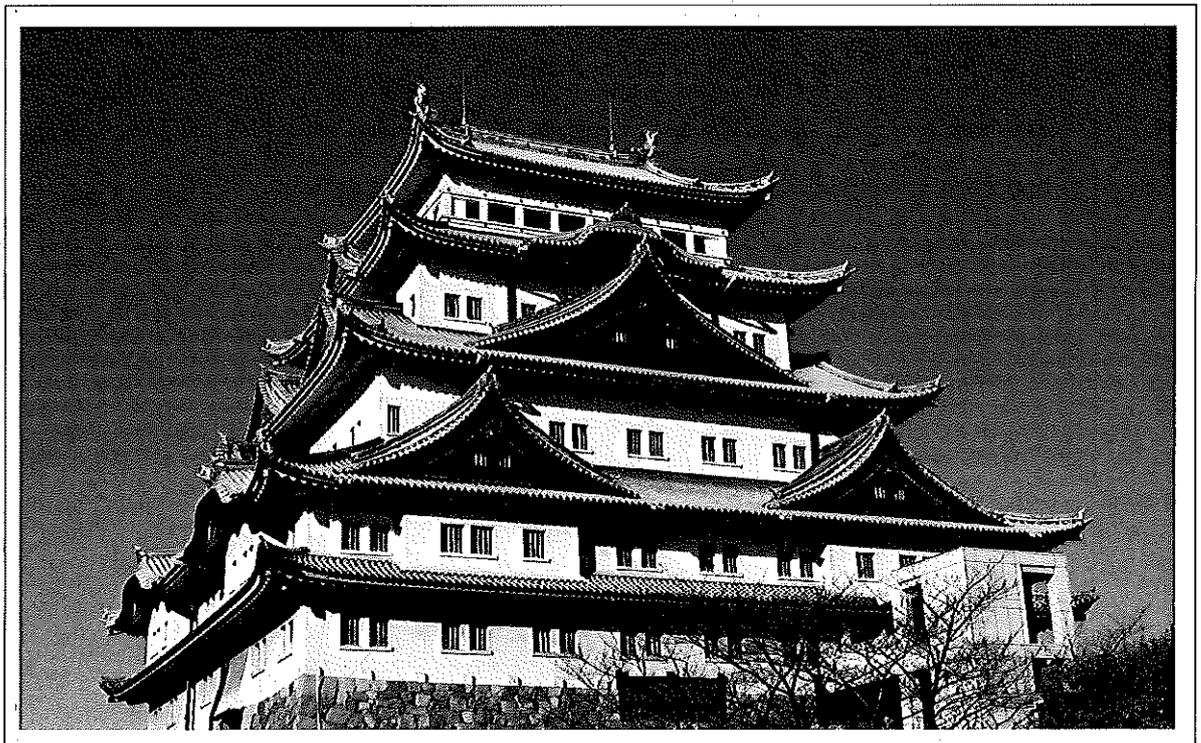
ア 昭和前期以前（焼失以前の木造天守）



イ 昭和34年（現天守閣竣工）以降

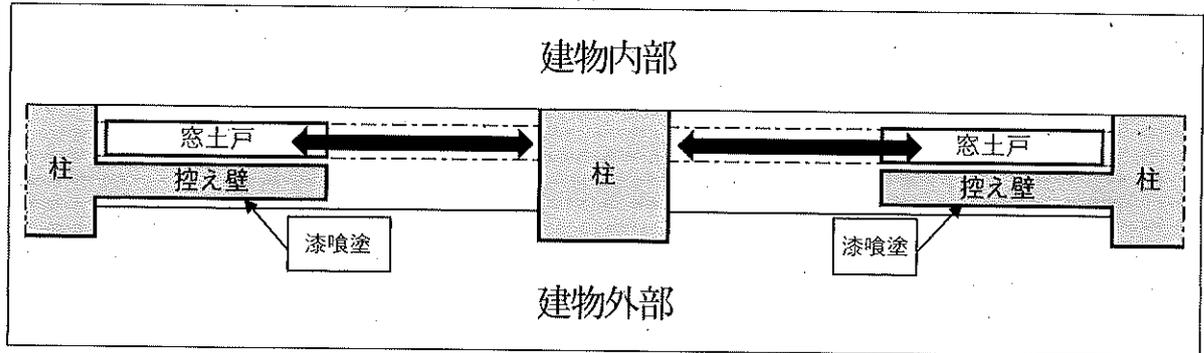


ウ 昭和60年（窓改修工事）以降

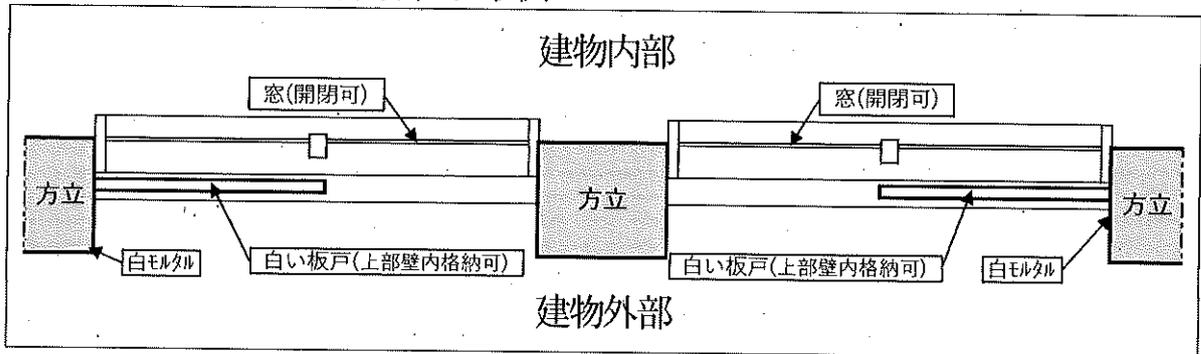


(3) 窓部の構造

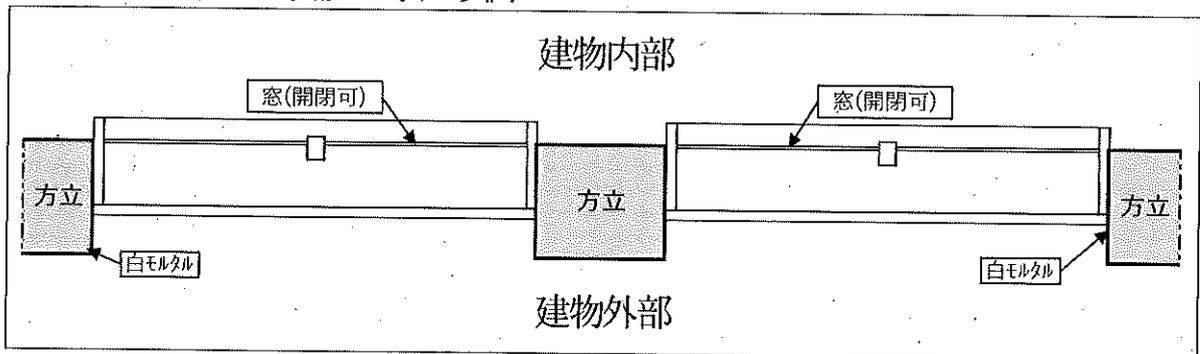
ア 昭和前期以前 (焼失以前の木造天守)



イ 昭和34年 (現天守閣竣工) 以降



ウ 昭和60年 (窓改修工事) 以降



参考 旅館業法に基づき許可を受けた市内施設件数等

区 分	件 数	客室数	定 員
	件	室	人
旅館・ホテル営業	395	36,039	63,499
簡易宿所営業	50	685	2,842
下宿営業	2	21	30
計	447	36,745	66,371

注 令和6年1月末現在